

「指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準」

違反項目	根拠条文	関係法令条文	No.	違反行為	
指定要件違反	水道法 第25条の3 第1項第1号	水道法 第25条の3 第1項第1号	施行規則 第21条	1	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。
		第1項第2号	第20条	2	省令で定める機械器具を有しなくなったとき。
		第1項第3号イ		3	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として省令で定めるものであることが判明したとき。
		第1項第3号ロ		4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。
		第1項第3号ハ		5	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。
		第1項第3号ニ		6	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。
		第1項第3号ホ		7	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。
				①	無断通水、メータの不正使用等をしたとき。
				②	道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。
				③	施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。
				④	施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。
				⑤	研修機会の確保をしなかったとき。
			⑥	文書注意に従わないとき。	
			⑦	文書警告に従わないとき。	
		⑧	その他の違反行為(主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。		
		⑨	その他の軽微な違反		
		第1項第3号ヘ	8	法人であって、その役員のうちに上記3～7までのいずれかに該当する者がいることが判明したとき。	
		給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第2項	施行規則 第22条
第1項	第21条第3項			10	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則 第34条	11	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。
			第35条	12	休止届、廃止届、再開届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第1号	13	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。
			第2号	14	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。
			第3号	15	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。
			第5号イ	16	水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。
			第5号ロ	17	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。
			第6号	18	指定した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は当該記録をその作成の日から3年間保管しなかったとき。
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		19	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。
		第25条の10		20	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
		第25条の11 第1項第7号		21	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。
不正申請	第25条の11 第1項第8号	第16条の2 第1項		22	不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。